

保険医療機関における書面掲示

医療情報取得加算に関する掲示

医療法人社団 季朋会 王司病院（以下「当院」）では、国の施策により、医療 DX の推進のためオンライン資格確認を導入しております。今後はマイナンバーカード利用の拡大にともない、医療機関同士の連携による適切な診療や、薬剤の重複防止・相互作用の確認などを推進することで、より安全で質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

■ 国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	3点

○ 問診票への記入について

マイナンバーカードによる保険証利用により、診療情報を医療機関同士で連携できるよう、情報取得に同意をお願いさせていただいております。

○ 診療情報を取得・活用する効果について

薬剤情報を取得することにより、同じ効果の薬剤を重複して処方しないよう防止することが可能になります。また、投薬内容から患者さんの病態を適切に把握することができ、必要に応じて健康診断情報なども確認することによって、質の高い医療提供につながります。取り組みにつきまして詳細を知りたい方は、受付にお問い合わせください。

「一般処方加算」に関する掲示

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般処方名によって患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

「明細書発行体制加算」に関する掲示

当院では、領収証発行の際に個別の診療報酬算定項目（提供された医療内容）がわかる明細書を無償で交付しております。